

保安規定審査基準と保安規定の記載整理表について

標記の件、各事業で以下の通り整理した。

- 添付 1 再処理事業所 再処理施設保安規定
再処理施設保安規定審査基準と保安規定の記載整理表 2/58
- 添付 2 再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定
廃棄物管理施設保安規定審査基準と保安規定の記載整理表 17/58
- 添付 3 濃縮・埋設事業所 加工施設保安規定
加工施設保安規定審査基準と保安規定の記載整理表 31/58
- 添付 4 濃縮・埋設事業所 廃棄物埋設施設保安規定
廃棄物埋設施設保安規定審査基準と保安規定の記載整理表 45/58

再処理事業所 再処理施設保安規定
再処理施設保安規定審査基準と保安規定の記載整理表

2021 年 2 月 17 日

日本原燃株式会社

再処理施設における保安規定の審査基準と再処理施設保安規定変更内容の整理表

再処理施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
<p>再処理事業者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第50条第1項の規定に基づき、工場又は事業所ごとに保安規定を定め、再処理施設の設置の工事に着手する前に原子力規制委員会の認可を受けることが義務付けられている。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>凡例 <u>(赤字下線)</u>：変更する条文、図表</p> </div>
<p>これを受け、認可を受けようとする再処理事業者は、使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和46年総理府令第10号。以下「再処理規則」という。）第17条第1項各号において規定されている事項について定め、申請書を提出することが求められている。</p>	
<p>申請書を受理した原子力規制委員会は、再処理事業者から申請された保安規定について、原子炉等規制法第50条第2項に定める認可要件である</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉等規制法第44条第1項の指定を受けたところ、第44条の4第1項の許可を受けたところ又は同条第2項の規定により届け出たところによるものでないと認められないこと ・使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物による災害の防止上十分でないと認められないこと <p>を確認するための審査を行うこととしている。</p>	
<p>したがって、保安規定の審査における基準を明確にする観点から、保安規定の認可の審査に当たって確認すべき事項を次のとおり定める。</p>	
<p>ただし、再処理規則第17条第1項各号において定められている事項の中には、設置の工事に着手する段階で定めることが困難であり、かつ、これらをその段階で定めていなくても災害の防止上支障がない事項が存在することから、核燃料物質を初めて工場又は事業所に搬入するまでの間において適用される保安規定の審査に当たっては、これらの事項を定める時期が設定されていること及びその時期までにこれらの事項を定めることにより、災害の防止上支障がないものと認められることを審査において確認することとする。</p>	
<p>再処理規則第17条第1項第1号 関係法令及び保安規定の遵守のための体制</p>	<p>—</p>
<p>1. 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。</p>	<p>第3条（規定の遵守） 第4条（関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上） 第5条（品質マネジメントシステム計画）</p>
<p>2. 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実にを行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。</p>	<p>第3条（規定の遵守） 第4条（関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上） 第5条（品質マネジメントシステム計画）5 経営責任者等の責任</p>

再処理施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
<p>再処理規則第17条第1項第2号 品質マネジメントシステム</p> <p>1. 品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）については、原子炉等規制法第44条第1項の指定（以下単に「指定」という。）を受けたところ又は第44条の4第1項の許可（以下単に「許可」という。）を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（原規規発第1912257号-2（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を踏まえて定められていること。</p> <p>2. 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、再処理施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。</p> <p>3. その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。</p> <p>4. 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。</p>	<p>—</p> <p>第5条（品質マネジメントシステム計画）1～8</p>
<p>再処理規則第17条第1項第3号 再処理施設の操作及び管理を行う者の職務及び組織</p> <p>1. 再処理施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</p>	<p>—</p> <p>第16条（保安に関する組織） 第17条（職務）</p>
<p>再処理規則第17条第1項第4号 核燃料取扱主任者の職務の範囲等</p> <p>1. 再処理施設における核燃料物質の取扱いに関し、保安の監督を行う核燃料取扱主任者の選任について定められていること。</p> <p>2. 核燃料取扱主任者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第50条の2第2項において準用する第22条の4第1項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容（再処理設備の操作に従事する者は、核燃料取扱主任者が核燃料物質の取扱いに関して保安のために行う指示に従うことを含む。）について適切に定められていること。また、核燃料取扱主任者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。</p> <p>3. 特に、核燃料取扱主任者が保安の監督に支障を来すことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも再処理施設の保安組織から核燃料取扱主任者が独立していることが求められるものではない。</p>	<p>—</p> <p>第18条（核燃料取扱主任者の選任）</p> <p>第5条（品質マネジメントシステム計画）5.5 責任、権限及びコミュニケーション 第18条（核燃料取扱主任者の選任） 第19条（核燃料取扱主任者の職務等） 第20条（品質・保安会議の審議事項、構成等） 第21条（再処理安全委員会の審議事項、構成等）</p> <p>第18条（核燃料取扱主任者の選任）第3項</p>

再処理施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
再処理規則第17条第1項第5号 保安教育	—
1. 再処理施設の操作及び管理を行う者（役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。）について、保安教育実施方針が定められていること。	第121条（社員等への保安教育） 第122条（請負事業者等への保安教育）
2. 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。	
3. 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。	
4. 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起こさないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。	
再処理規則第17条第1項第6号 再処理施設の操作	—
1. 再処理施設の操作に必要な操作員の確保について定められていること。	第24条（操作員の確保）
2. 再処理施設の操作及び管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。	第26条（操作上の一般事項） 第28条（試験操作） 第29条（再処理施設の使用計画） 第30条の2（使用済燃料による総合試験に係る試験要領書等） 第30条の3（使用済燃料による総合試験の操作における不適合等の管理） 第49条（抽出塔への供給流量等） 第120条（使用済燃料による総合試験における教育訓練）
3. 核燃料物質の臨界管理について定められていること。	第26条（操作上の一般事項） 第32条（安全上重要なインターロック等） 第37条（漏えい検知装置等） 第38条（制御建屋中央制御室換気設備及び主排気筒ガスモニタ） 第40条（せん断・溶解を行う使用済燃料） 第41条（せん断・溶解） 第42条（清澄・計量） 第43条（プルトニウムを含む溶液の移送時の措置） 第49条（抽出塔への供給流量等） 第50条（プルトニウムを含む溶液の移送時の措置） 第53条（ウラン脱硝） 第54条（ウラン・プルトニウム混合脱硝） 第55条（分析設備におけるプルトニウムの取扱い） 第57条（安全上重要な警報装置が作動した場合の措置等）

再処理施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
	第 58 条（漏えいを検知した場合の措置等） 第 59 条（臨界警報装置が作動した場合の措置） 第 66 条（使用済燃料の取出し等） 第 67 条（使用済燃料の燃焼度及び平均濃縮度の確認） 第 68 条（使用済燃料の仮置き及び燃料移送水中台車による移送） 第 69 条（使用済燃料の貯蔵等） 第 70 条（チャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ピットにおける使用済燃料の取扱い） 第 71 条（使用済燃料の送出し） 第 72 条（ウラン酸化物の貯蔵） 第 73 条（ウラン・プルトニウム混合酸化物の貯蔵）
4. 操作員の引継時に実施すべき事項について定められていること。	第 27 条（引 継）
5. 再処理設備の操作前及び操作後に確認すべき事項並びに操作に必要な事項について定められていること。	第 3 章、第 4 章、第 6 章 各条
6. 地震、火災、有毒ガス（予期せず発生するものを含む。）等の発生時に講ずべき措置について定められていること。	有毒ガス発生時の措置については、経過措置期間に行う事業変更許可後に反映予定 第 29 条の 2（交流電源供給機能等喪失時の体制の整備） 第 30 条（地震・火災等発生時の措置） 第 56 条（異常時の措置）
7. 再処理施設の保安に関する重要事項及び再処理施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。	第 20 条（品質・保安会議の審議事項、構成等） 第 21 条（再処理安全委員会の審議事項、構成等） 第 21 条の 2（安全・品質改革委員会の審議事項、構成等）
再処理規則第 17 条第 1 項第 7 号 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等	—
1. 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。	第 91 条（管理区域）
2. 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。	第 92 条（管理区域の区域区分）
3. 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。	第 93 条（管理区域内の特別措置）
4. 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。	第 95 条（管理区域への出入管理）
5. 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。	第 95 条（管理区域への出入管理）

再処理施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
6. 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。	第94条（飲食及び喫煙の禁止） 第95条（管理区域への出入管理）第6項、第7項 第99条（作業に伴う放射線管理）
7. 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。	第104条（物品の移動） 第105条（事業所において行われる運搬） 第106条（事業所外への運搬）
8. 保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。	第96条（保全区域）
9. 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。	第97条（周辺監視区域）
10. 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。	第3条（規定の遵守） 第94条（飲食及び喫煙の禁止） 第95条（管理区域への出入管理）第6項、第7項 第99条（作業に伴う放射線管理）
再処理規則第17条第1項第8号 排気監視設備及び海洋放出監視設備	—
1. 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。	第86条（海洋への放出） 第88条（大気への放出） 第102条（放射線測定器類の管理）
2. これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第17号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、第10号における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。	第74条（施設管理計画）

再処理施設における保安規定審査基準

保安規定関連条文

再処理規則第17条第1項第9号 線量、線量当量、汚染の除去等

1. 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること。

—

第98条（線量の評価及び通知）

別表45 放射線業務従事者に係る線量限度（第98条関係）

実効線量限度	等価線量限度		
	眼の水晶体	皮膚	妊娠中である女子の腹部表面
1. 100mSv/5年*1 2. 50mSv/年*2 3. 女子*3：上記1.及び2.に定めるほか、5mSv/3月*4 4. 妊娠中である女子：上記1.及び2.に定めるほか、本人の申出等により各職位が妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間につき、内部被ばくについて1mSv	1. 100mSv/5年*1 2. 50mSv/年*2	500mSv/年*2	本人の申出等により各職位が妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間につき2mSv

*1：平成13年4月1日以後5年ごとに区分した各期間

*2：4月1日を始期とする1年間

*3：妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を各職位に書面で申し出た者並びに表中4.に該当する者を除く

*4：4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間

第102条（放射線測定器類の管理）

2. 国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。）の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。

第89条（放射線管理に係る基本方針）

第98条（線量の評価及び通知）

別表45 放射線業務従事者に係る線量限度（第98条関係）

実効線量限度	等価線量限度		
	眼の水晶体	皮膚	妊娠中である女子の腹部表面
1. 100mSv/5年*1 2. 50mSv/年*2 3. 女子*3：上記1.及び2.に定めるほか、5mSv/3月*4 4. 妊娠中である女子：上記1.及び2.に定めるほか、本人の申出等により各職位が妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間につき、内部被ばくについて1mSv	1. 100mSv/5年*1 2. 50mSv/年*2	500mSv/年*2	本人の申出等により各職位が妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間につき2mSv

*1：平成13年4月1日以後5年ごとに区分した各期間

*2：4月1日を始期とする1年間

*3：妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を各職位に書面で申し出た者並びに表中4.に該当する者を除く

*4：4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間

第99条（作業に伴う放射線管理）

再処理施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
3. 再処理規則第9条に基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。	第100条（床、壁等の除染）
4. 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。	第101条（線量当量等の測定）
5. 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。	第104条（物品の移動） 第105条（事業所において行われる運搬）
6. 核燃料物質等（新燃料及び放射性固体廃棄物を除く。）の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。なお、この事項は、第11号又は第12号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第106条（事業所外への運搬）
7. 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第12号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	原子炉等規制法第61条の2の対象はない
8. 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1）））を参考として定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第12号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	第81条の2（「放射性廃棄物でない廃棄物」の管理）
9. 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。	第91条（管理区域） 第92条（管理区域の区域区分） 第93条（管理区域内の特別措置） 第94条（飲食及び喫煙の禁止） 第95条（管理区域への出入管理） 第99条（作業に伴う放射線管理） 第100条（床、壁等の除染） 第104条（物品の移動）

再処理施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
再処理規則第17条第1項第10号 放射線測定器の管理及び放射線測定の方法	—
1. 放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。	第86条（海洋への放出） 第88条（大気への放出） 第101条（線量当量等の測定） 第102条（放射線測定器類の管理）
2. 放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部等として、第17号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	第74条（施設管理計画）
再処理規則第17条第1項第11号 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等	—
1. 工場又は事業所内における核燃料物質の運搬及び貯蔵（使用済燃料に係るものを含む。以下同じ。）に際して臨界に達しないようにする措置その他保安のために講ずべき措置を講ずること、貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。	第63条（管理上の一般事項） 第64条（搬入する使用済燃料の確認） 第65条（輸送容器の取扱い） 第69条（使用済燃料の貯蔵等） 第72条（ウラン酸化物の貯蔵） 第73条（ウラン・プルトニウム混合酸化物の貯蔵） 第105条（事業所において行われる運搬）
2. 核燃料物質の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に関することが定められていること。なお、この事項は、第9号又は第12号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第105条（事業所において行われる運搬） 第106条（事業所外への運搬）
再処理規則第17条第1項第12号 放射性廃棄物の廃棄	—
1. 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。	第83条（放射性固体廃棄物の保管廃棄の方法等） 第84条（高レベル廃液のガラス固化及びガラス固化体の保管廃棄） 放射性廃棄物の事業所の外への廃棄は、現時点において実施しないため反映不要
2. 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する行為の実施体制が定められていること。	
3. 放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、第9号及び第11号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	放射性固体廃棄物の事業所の外へ運搬については、現時点において実施しないため反映不要
4. 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出量管理方法並びに排気中の放射性物質の濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第88条（大気への放出）

再処理施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
5. 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等。ただし、海洋放出口周辺海域等に係るものを除く。）について定められていること。なお、第13号における環境放射線モニタリングに関する事項と併せて定められていてもよい。	第97条（周辺監視区域） 第103条（環境監視）
6. ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。	第81条（放射性廃棄物管理に係る基本方針） 第86条（海洋への放出） 第88条（大気への放出）
再処理規則第17条第1項第13号 海洋放出口周辺海域等の放射線管理	—
1. 放射性液体廃棄物の海洋放出の放出管理目標値を満たすための放出管理方法並びに海洋放出水中の放射性物質の量及び濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第86条（海洋への放出）
2. 海洋放出口周辺海域等に係る平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について定められていること。なお、第12号における環境放射線モニタリングに関する事項と併せて定められていてもよい。	第103条（環境監視）
再処理規則第17条第1項第14号 非常の場合に講ずべき処置	—
1. 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。	第109条（非常時対策組織） 第110条（非常時要員） 第110条の2（緊急作業従事者） 第111条（非常時用器材の整備） 第112条（通報系統） 第113条（通報） 第114条（応急措置） 第115条（非常時体制の発令） 第116条（非常時対策活動） 第117条（非常時体制の解除） 第118条（原子力災害対策特別措置法に基づく措置） 第119条（保障措置分析所に係る措置）
2. 緊急時における操作に関する組織内規程類を作成することが定められていること。	第26条（操作上の一般事項）
3. 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。	第112条（通報系統） 第113条（通報） 第119条（保障措置分析所に係る措置）
4. 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。	第118条（原子力災害対策特別措置法に基づく措置）

再処理施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
5. 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。	第 114 条（応急措置） 第 115 条（非常時体制の発令） 第 116 条（非常時対策活動）
6. 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。	第 110 条の 2（緊急作業従事者）
（1）緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を再処理事業者に書面で申し出た者であること。	第 98 条（線量の評価及び通知） 5 事業部長は、第 3 項の線量限度にかかわらず、再処理施設に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、再処理設備の操作に重大な支障を及ぼすおそれがある再処理施設の損傷が生じた場合その他の緊急やむを得ない場合においては、第 110 条の 2 第 1 項に基づき事業部長があらかじめ定めた緊急作業に従事させることができる放射線業務従事者（以下「緊急作業従事者」という。）を別表 45 の 2 に定める線量限度を超えない範囲内において緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。
（2）緊急作業についての訓練を受けた者であること。	6 放射線管理課長は、前項の緊急作業に従事した緊急作業従事者の線量を別表 45 の 3 に基づいて評価し、別表 45 の 2 に定める線量限度を超えていないことを確認する。
（3）実効線量について 250 mSv を線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第 8 条第 3 項に規定する原子力防災要員、同法第 9 条第 1 項に規定する原子力防災管理者又は同条第 3 項に規定する副原子力防災管理者であること。	※今回線量告示が一部改正されているが、第 98 条第 5 項、第 6 項は緊急作業従事者に係る線量評価を規定しており、本条に係る保安規定の変更は要しない。
7. 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。	第 110 条の 2（緊急作業従事者） 第 116 条（非常時対策活動）第 3 項
8. 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。	第 117 条（非常時体制の解除）
9. 防災訓練の実施頻度について定められていること。	第 123 条（非常時訓練）

再処理施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
再処理規則第17条第1項第15号 設計想定事象等に係る再処理施設の保全に関する措置	—
1. 指定又は許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。	既に定めている初期消火は再処理規則第12条（設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る再処理施設の保全に関する措置）第1項を踏まえこのままとし新規制基準の反映時に見直す。
(1) 再処理施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。	第30条（地震・火災等発生時の措置） 第109条（非常時対策組織）
イ 火災 可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。	第110条（非常時要員） 第110条の2（緊急作業従事者）
ロ 重大事故に至るおそれのある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」という。） ① 重大事故等発生時におけるセル内において発生する臨界事故を防止するための対策に関すること。 ② 重大事故等発生時における使用済燃料から分離された物であって液体状のもの又は液体状の放射性廃棄物を冷却する機能が喪失した場合にセル内において発生する蒸発乾固を防止するための対策に関すること。 ③ 重大事故等発生時における放射線分解によって発生する水素が再処理設備の内部に滞留することを防止する機能が喪失した場合にセル内において発生する水素による爆発を防止するための対策に関すること。 ④ ③に掲げるもののほか、重大事故等発生時におけるセル内において発生する有機溶媒その他の物質による火災又は爆発を防止するための対策に関すること。 ⑤ 重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する使用済燃料の著しい損傷を防止するための対策に関すること。 ⑥ ①から⑤までに掲げるもののほか、重大事故等発生時における放射性物質の漏えいを防止するための対策に関すること。 ⑦ 発生する有毒ガスからの操作員等の防護に関すること。	第111条（非常時用器材の整備） 第112条（通報系統） 第113条（通報） 第114条（応急措置） 第115条（非常時体制の発令） 第116条（非常時対策活動） 第117条（非常時体制の解除） 第118条（原子力災害対策特別措置法に基づく措置） 第119条（保障措置分析所に係る措置）
ハ 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる再処理施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。） ① 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。 ② 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵設備の水位を確保するための対策及び使用済燃料の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。 ③ 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。	
(2) 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に重大事故等又は大規模損壊の発生時における再処理施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、それぞれ毎年1回以上定期に実施すること。	
(3) 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホースその他の資機材を備え付けること。	
(4) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。	

再処理施設における保安規定審査基準

保安規定関連条文

再処理規則第17条第1項第16号 記録及び報告

1. 再処理施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。

2. 再処理規則第8条に定める記録について、その記録の管理に関すること（計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。）が定められていること。

—

第5条(品質マネジメントシステム計画) 4.2.4 記録の管理
第125条(記録)

別表53 保安に関する記録(第125条関係)

1. 再処理規則第8条に基づく記録

記 録 事 項	記録すべき場合	記録責任者	保存期間
1. (略)	(略)	(略)	(略)
2. 放射線管理記録* ¹ (1)～(5) (略)	(略)	(略)	(略)
(6) 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。)の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回、1月間の線量にあつては1月ごとに1回	放射線管理課長	放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保持している期間が5年を超えた場合においてその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引渡すまでの期間
(7) 4月1日を始期とする1年間の線量が20mSvを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回(左欄に掲げる当該1年間以降に限る)	放射線管理課長	放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保持している期間が5年を超えた場合においてその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引渡すまでの期間
(8)～(12) (略)	その都度		
3. ～7. (略)	(略)	(略)	(略)

*1: 線量等の記載については線量告示第3条によるものとする。

*2、*3 (略)

※今回線量告示が一部改正されているが、以下のとおり既認可保安規定で規定しており、本条に係る保安規定の変更は要しない。

①記録頻度(1年間): 別表53 1. 2. (6)

②記録頻度(5年間): 別表53 1. 2. (7)

③評価部位(眼の水晶体): 別表53 1. 2. *1 (線量告示第3条)

再処理施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
3. 事業所長及び核燃料取扱主任者に報告すべき事項が定められていること。	第126条（報告）
4. 特に、再処理規則第19条の16各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。	
5. 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。	
再処理規則第17条第1項第17号 再処理施設の施設管理	—
1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規規発第1912257号—7（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を参考として定められていること。	第25条（巡視点検） 第74条（施設管理計画） 第75条（設計管理） 第76条（作業管理） 第77条（使用前事業者検査の実施） 第78条（定期事業者検査の実施）
2. 再処理施設の経年劣化に係る技術的な評価に関することについては、「加工施設及び再処理施設の高経年化対策に関する基本的考え方について」（平成20・05・14 原院第2号（平成20年5月19日原子力安全・保安院制定））等を参考とし、再処理規則第11条の2に規定された再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的実施することが定められていること。	第79条（再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針）
3. 事業を開始した日以後20年を経過した再処理施設については、長期施設管理方針が定められていること。	添付1 長期施設管理方針
4. 再処理規則第17条第1項第17号に掲げる再処理施設の施設管理に関することを変更しようとする場合（再処理規則第11条の2第1項若しくは第2項の規定により長期施設管理方針を策定し、又は同条第3項の規定により長期施設管理方針を変更しようとする場合に限る。）は、申請書に再処理規則第11条の2第1項若しくは第2項の評価の結果又は第3項の見直しの結果を記載した書類（以下「技術評価書」という。）が添付されていること。	保安規定の申請書に係る規定であり、保安規定自体へは反映不要
5. 長期施設管理方針及び技術評価書の内容は、「加工施設及び再処理施設の高経年化対策に関する基本的考え方について」等を参考として記載されていること。	第79条（再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価）にて定める実施計画書に当該ガイドを参考とする旨を記載。
6. 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。	第77条（使用前事業者検査の実施） 第78条（定期事業者検査の実施）
再処理規則第17条第1項第18号 技術情報の共有	—
1. メーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報を事業者の情報共有の場を活用し、他の再処理事業者と共有し、自らの再処理施設の保安を向上させるための措置が定められていること。	第5条（品質マネジメントシステム計画）7.4.1 調達プロセス 第74条（施設管理計画）13 情報共有

再処理施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
再処理規則第17条第1項第19号 不適合発生時の情報の公開	—
1. 再処理施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。	第5条(品質マネジメントシステム計画) 8.3 不適合の管理
2. 情報の公開に関し、原子力施設情報公開ライブラリーへの登録等に必要な事項が定められていること。	
再処理規則第17条第1項第20号 その他必要な事項	—
1. 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、再処理施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。	第1条(目的) 第2条(適用範囲)
2. 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止を図るものとして定められていること。	第4条の2(事業者対応方針等の履行)

再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定
廃棄物管理施設保安規定審査基準と保安規定の記載整理表

2021 年 2 月 17 日

日本原燃株式会社

廃棄物管理施設における保安規定の審査基準と廃棄物管理施設保安規定変更内容の整理表

廃棄物管理施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
<p>廃棄物管理事業者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第51条の18第1項の規定に基づき、事業所ごとに保安規定を定め、廃棄物管理施設の設置の工事に着手する前に原子力規制委員会の認可を受けることが義務付けられている。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>凡例 <u>(赤字下線)</u>：変更する条文、図表</p> </div>
<p>これを受け、認可を受けようとする廃棄物管理事業者は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和63年総理府令第47号。以下「廃棄物管理規則」という。）第34条第1項各号において規定されている事項について定め、申請書を提出することが求められている。</p>	
<p>申請書を受理した原子力規制委員会は、廃棄物管理事業者から申請された保安規定について、原子炉等規制法第51条の18第2項に定める認可要件である</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉等規制法第51条の2第1項若しくは第51条の5第1項の許可を受けたところ又は同条第2項の規定により届け出たところによるものでないと認められないこと ・核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上十分でないものであると認められないことを確認するための審査を行うこととしている。 	
<p>したがって、保安規定の審査における基準を明確にする観点から、保安規定の認可の審査に当たって確認すべき事項を次のとおり定める。</p>	
<p>ただし、廃棄物管理規則第34条第1項各号において定められている事項の中には、設置の工事に着手する段階で定めることが困難であり、かつ、これらをその段階で定めていなくても災害の防止上支障がない事項が存在することから、放射性廃棄物を初めて事業所に搬入するまでの間において適用される保安規定の審査に当たっては、これらの事項を定める時期が設定されていること及びその時期までにこれらの事項を定めることにより、災害の防止上支障がないものと認められることを審査において確認することとする。</p>	
<p>廃棄物管理規則第34条第1項第1号 関係法令及び保安規定の遵守のための体制</p>	<p>—</p>
<p>1. 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。</p>	<p>第3条（規定の遵守） 第3条の2（関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上） 第3条の4（品質マネジメントシステム計画）</p>
<p>2. 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実にを行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。</p>	<p>第3条（規定の遵守） 第3条の2（関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上） 第3条の4（品質マネジメントシステム計画）5 経営責任者等の責任</p>

廃棄物管理施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
<p>廃棄物管理規則第34条第1項第2号 品質マネジメントシステム</p> <p>1. 品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）については、原子炉等規制法第51条の2第1項又は第51条の5第1項の許可（以下単に「許可」という。）を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（原規規発第1912257号-2（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を踏まえて定められていること。</p> <p>2. 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、廃棄物管理施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。</p> <p>3. その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。</p> <p>4. 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。</p> <p>5. 内部監査の仕組みについては、品質管理基準規則第46条第1項及び品質管理基準規則解釈第46条1の規定に基づき、内部監査の対象に関与していない要員に実施させることとしてもよい。</p>	<p>—</p> <p>第3条の4（品質マネジメントシステム計画）1～8</p>
<p>廃棄物管理規則第34条第1項第3号 操作及び管理を行う者の職務及び組織</p> <p>1. 廃棄物管理施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</p>	<p>—</p> <p>第4条（保安に関する組織） 第5条（職務） 第9条（品質・保安会議の審議事項、構成等） 第10条（貯蔵管理安全委員会の審議事項、構成等） 第10条の2（安全・品質改革委員会の審議事項、構成等）</p>
<p>廃棄物管理規則第34条第1項第4号 廃棄物取扱主任者の職務の範囲等</p> <p>1. 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）の取扱いに関し、保安の監督を行う廃棄物取扱主任者の選任について定められていること。</p>	<p>—</p> <p>第6条（廃棄物取扱主任者の選任）</p>

廃棄物管理施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
<p>2. 廃棄物取扱主任者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第51条の21に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容（廃棄物管理設備の操作に従事する者は、廃棄物取扱主任者が保安のために行う指示に従うことを含む。）について適切に定められていること。また、廃棄物取扱主任者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。</p>	<p>第3条の4（品質マネジメントシステム計画）5.5 責任、権限及びコミュニケーション 第6条（廃棄物取扱主任者の選任） 第7条（廃棄物取扱主任者の職務等） 第9条（品質・保安会議の審議事項、構成等） 第10条（貯蔵管理安全委員会の審議事項、構成等）</p>
<p>3. 特に、廃棄物取扱主任者が保安の監督に支障を来すことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも廃棄物管理施設の保安組織から廃棄物取扱主任者が独立していることが求められるものではない。</p>	<p>第6条（廃棄物取扱主任者の選任）第3項</p>
<p>廃棄物管理規則第34条第1項第5号 保安教育</p>	<p>—</p>
<p>1. 廃棄物管理施設の操作及び管理を行う者（役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。）について、保安教育実施方針が定められていること。</p>	<p>第57条（保安教育）</p>
<p>2. 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。</p>	
<p>3. 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。</p>	
<p>4. 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起こさないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。</p>	
<p>廃棄物管理規則第34条第1項第6号 廃棄物管理施設の操作</p>	<p>—</p>
<p>1. 廃棄物管理施設の操作に必要な操作員の確保について定められていること。</p>	<p>第10条の3（操作員の確保）</p>
<p>2. 廃棄物管理施設の操作及び管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。</p>	<p>第12条（操作上の一般事項）</p>
<p>3. 操作員の引継時に実施すべき事項について定められていること。</p>	<p>第12条の2（引継）</p>
<p>4. 廃棄物管理設備の操作に当たって確認すべき事項について定められていること。</p>	<p>第12条（操作上の一般事項）</p>
<p>5. 地震、火災等の発生時等に講ずべき措置について定められていること。</p>	<p>第46条（異常時の措置）</p>
<p>廃棄物管理規則第34条第1項第7号 管理区域及び周辺監視区域の設定等</p>	<p>—</p>
<p>1. 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。</p>	<p>第32条（管理区域）</p>

廃棄物管理施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
2. 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。	第 33 条（管理区域の区域区分）
3. 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他の他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。	第 34 条（管理区域内の特別措置）
4. 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。	第 36 条（管理区域への出入管理）
5. 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。	第 36 条（管理区域への出入管理）
6. 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。	第 35 条（飲食及び喫煙の禁止） 第 36 条（管理区域への出入管理）第 6 項、第 7 項 第 39 条（作業に伴う放射線管理）
7. 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。	第 43 条（物品の移動） 第 44 条（事業所において行われる運搬） 第 45 条（事業所外への運搬）
8. 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。	第 37 条（周辺監視区域）
9. 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。	第 3 条（規定の遵守） 第 35 条（飲食及び喫煙の禁止） 第 36 条（管理区域への出入管理）第 6 項、第 7 項 第 39 条（作業に伴う放射線管理）
廃棄物管理規則第 3 4 条第 1 項第 8 号 排気監視設備及び排水監視設備	—
1. 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。	第 30 条（放射性液体廃棄物） 第 31 条（放射性気体廃棄物） 第 42 条（放射線測定器類の管理）
2. これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第 1 5 号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、第 1 0 号における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。	第 23 条（施設管理計画）

廃棄物管理施設における保安規定審査基準

保安規定関連条文

廃棄物管理規則第34条第1項第9号 線量、線量当量、汚染の除去等

1. 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること。

—

第38条（線量の評価及び通知）

別表14 放射線業務従事者に係る線量限度（第38条関係）

実効線量限度	等価線量限度		
	眼の水晶体	皮膚	妊娠中である女子の腹部表面
1. 100 mSv/5年*1 2. 50mSv/年*2 3. 女子*3：上記1.及び2.に定めるほか、5mSv/3月*4 4. 妊娠中である女子：上記1.及び2.に定めるほか、本人の申出等により各職位が妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間につき、内部被ばくについて1 mSv	1. <u>100 mSv/5年*1</u> 2. <u>50mSv/年*2</u>	500mSv/年*2	本人の申出等により各職位が妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間につき2 mSv

*1：平成13年4月1日以後5年ごとに区分した各期間

*2：4月1日を始期とする1年間

*3：妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を各職位に書面で申し出た者並びに表中4.に該当する者を除く

*4：4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間

第42条（放射線測定器類の管理）

廃棄物管理施設における保安規定審査基準

保安規定関連条文

2. 国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。）の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。

第31条の2（放射線管理に係る基本方針）

第38条（線量の評価及び通知）

別表14 放射線業務従事者に係る線量限度（第38条関係）

実効線量限度	等価線量限度		
	眼の水晶体	皮膚	妊娠中である女子の腹部表面
1. 100 mSv/5年*1 2. 50mSv/年*2 3. 女子*3：上記1.及び2.に定めるほか、5mSv/3月*4 4. 妊娠中である女子：上記1.及び2.に定めるほか、本人の申出等により各職位が妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間につき、内部被ばくについて1 mSv	1. 100 mSv/5年*1 2. 50mSv/年*2	500mSv/年*2	本人の申出等により各職位が妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間につき2 mSv

*1：平成13年4月1日以後5年ごとに区分した各期間

*2：4月1日を始期とする1年間

*3：妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を各職位に書面で申し出た者並びに表中4.に該当する者を除く

*4：4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間

第39条（作業に伴う放射線管理）

3. 廃棄物管理規則第27条第1号ハに基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。

第40条（床、壁等の除染）

4. 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。

第41条（線量当量等の測定）

5. 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。

第43条（物品の移動）

第44条（事業所において行われる運搬）

6. 核燃料物質等（放射性固体廃棄物を除く。）の事業所の外への運搬に関する行為（事業所の外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。なお、この事項は、第11号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。

第45条（事業所外への運搬）

第45条の2（ガラス固化体を納めた輸送物の運搬）

廃棄物管理施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
7. 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第11号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	原子炉等規制法第61条の2の対象はない
8. 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1）））を参考として定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第11号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	第29条の2（「放射性廃棄物でない廃棄物」の管理） 第29条の3（事故由来放射性物質の降下物の影響確認）
9. 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。	第32条（管理区域） 第33条（管理区域の区域区分） 第34条（管理区域内の特別措置） 第35条（飲食及び喫煙の禁止） 第36条（管理区域への出入管理） 第39条（作業に伴う放射線管理） 第40条（床、壁等の除染） 第43条（物品の移動）
廃棄物管理規則第34条第1項第10号 放射線測定器の管理及び放射線測定の方法	—
1. 放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。	第30条（放射性液体廃棄物） 第31条（放射性気体廃棄物） 第41条（線量当量等の測定） 第42条（放射線測定器類の管理）
2. 放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部等として、第15号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	第23条（施設管理計画）

廃棄物管理施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
<p>廃棄物管理規則第34条第1項第11号 放射性廃棄物の受払い、運搬、廃棄等</p>	<p>—</p>
<p>1. 事業所内における放射性廃棄物の運搬に際して、臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること及び廃棄施設における廃棄の条件等が定められていること。</p>	<p>第13条（ガラス固化体の受入れ計画） 第14条（輸送容器の確認） 第15条（ガラス固化体の性状の確認） 第16条（つり上げ高さの制限） 第17条（輸送容器の取扱い） 第18条（ガラス固化体の抜出し） 第19条（ガラス固化体検査・測定） 第20条（貯蔵ピットへの収納） 第21条（ガラス固化体が冷却されていることの確認） 第22条（収納管内が負圧に維持されていることの確認） 第29条（放射性固体廃棄物） 第44条（事業所において行われる運搬）</p>
<p>2. 核燃料物質の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に関することが定められていること。なお、この事項は、第9号又は第12号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>第44条（事業所において行われる運搬） 第45条（事業所外への運搬） 第45条の2（ガラス固化体を納めた輸送物の運搬）</p>
<p>3. 放射性廃棄物の事業所の外への運搬に関する行為（事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、第9号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>第45条（事業所外への運搬） 第45条の2（ガラス固化体を納めた輸送物の運搬）</p>
<p>4. 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</p>	<p>第30条（放射性液体廃棄物）</p>
<p>5. 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</p>	<p>第31条（放射性気体廃棄物）</p>
<p>6. 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について定められていること。</p>	<p>第41条（線量当量等の測定）</p>
<p>7. ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。</p>	<p>第28条の2（放射性廃棄物管理に係る基本方針） 第30条（放射性液体廃棄物） 第31条（放射性気体廃棄物）</p>

廃棄物管理施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
廃棄物管理規則第34条第1項第12号 非常の場合に講ずべき処置	—
1. 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。	第47条（非常時対策組織） 第48条（非常時要員） 第48条の2（緊急作業従事者） 第49条（非常時用器材の整備） 第50条（通報系統） 第51条（通報） 第52条（応急措置） 第53条（非常時体制の発令） 第54条（非常時対策活動） 第55条（非常時体制の解除） 第56条（原子力災害対策特別措置法に基づく措置）
2. 緊急時における操作に関する組織内規程類を作成することが定められていること。	第12条（操作上の一般事項）
3. 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。	第50条（通報系統） 第51条（通報）
4. 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。	第56条（原子力災害対策特別措置法に基づく措置）
5. 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。	第52条（応急措置） 第53条（非常時体制の発令） 第54条（非常時対策活動）

廃棄物管理施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
6. 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。	第 48 条の 2 (緊急作業従事者)
(1) 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を廃棄物管理事業者に書面で申し出た者であること。	第 38 条 (線量の評価及び通知) 5 事業部長は、第 3 項の線量限度にかかわらず、廃棄物管理施設に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合その他の緊急やむを得ない場合においては、第 48 条の 2 第 1 項に基づき事業部長があらかじめ定めた緊急作業に従事させることができる放射線業務従事者 (以下「緊急作業従事者」という。) を別表 14 の 2 に定める線量限度を超えない範囲内において緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。
(2) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。	6 放射線管理課長は、前項の緊急作業に従事した緊急作業従事者の線量を別表 14 の 3 に基づいて評価し、別表 14 の 2 に定める線量限度を超えていないことを確認する。 ※今回線量告示が一部改正されているが、第 61 条第 5 項、第 6 項は緊急作業従事者に係る線量評価を規定しており、本条に係る保安規定の変更は要しない。
(3) 実効線量について 250mSv を線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第 8 条第 3 項に規定する原子力防災要員、同法第 9 条第 1 項に規定する原子力防災管理者又は同条第 3 項に規定する副原子力防災管理者であること。	
7. 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理 (放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。)、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。	第 48 条の 2 (緊急作業従事者) 第 54 条 (非常時対策活動) 第 3 項
8. 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。	第 55 条 (非常時体制の解除)
9. 防災訓練の実施頻度について定められていること。	第 58 条 (非常時訓練)
廃棄物管理規則第 34 条第 1 項第 13 号 設計想定事象に係る廃棄物管理施設の保全に関する措置	—
1. 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。	第 46 条 (異常時の措置) 第 47 条 (非常時対策組織) 第 48 条 (非常時要員)
(1) 廃棄物管理施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、火災が発生した場合に対しては、可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含めて計画していること。	第 48 条の 2 (緊急作業従事者) 第 49 条 (非常時用器材の整備) 第 50 条 (通報系統) 第 51 条 (通報)
(2) 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。	第 52 条 (応急措置) 第 53 条 (非常時体制の発令) 第 54 条 (非常時対策活動)
(3) 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。	第 55 条 (非常時体制の解除) 第 56 条 (原子力災害対策特別措置法に基づく措置)
(4) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。	

廃棄物管理施設における保安規定審査基準

保安規定関連条文

廃棄物管理規則第34条第1項第14号 記録及び報告

1. 廃棄物管理施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。

2. 廃棄物管理規則第26条に定める記録について、その記録の管理に関すること（計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。）が定められていること。

—

第3条の4（品質マネジメントシステム計画）4.2.4 記録の管理
第60条（記録）

別表20 保安活動に関する記録（第60条関係）

1. 管理規則第26条に基づく記録

記録事項	記録すべき場合	作成責任者	保存責任者 *3	保存期間
1. (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2. 放射線管理記録*1 (1)～(3)	(略)	(略)	(略)	(略)
(4) 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。）の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回、1月間の線量にあつては1月ごとに1回	放射線管理課長	放射線管理課長	放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保持している期間が5年を超えた場合においてその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引渡すまで
(5) 4月1日を始期とする1年間の線量が20mSvを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間に於いて毎年度1回（左欄に掲げる当該1年間以降に限る）			
(6)～(7)	(略)			
(8)～(12)	(略)	(略)	(略)	(略)
3.～8. (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

*1：線量等の記録については、線量告示第3条によるものとする。

*2～*5 (略)

※今回線量告示が一部改正されているが、以下のとおり既認可保安規定で規定しており、本条に係る保安規定の変更は要しない。

①記録頻度（1年間）：別表20 1. 2. (4)

②記録頻度（5年間）：別表20 1. 2. (5)

③評価部位（眼の水晶体）：別表20 1. 2. *1（線量告示第3条）

廃棄物管理施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
3. 事業所長及び廃棄物取扱主任者に報告すべき事項が定められていること。	第 61 条（報 告）
4. 特に、廃棄物管理規則第 3 5 条の 1 6 各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。	
5. 当該事故故障等の事象に準ずる事象について、具体的に明記されていること。	
廃棄物管理規則第 3 4 条第 1 項第 1 5 号 廃棄物管理施設の施設管理	—
1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規規発第 1 9 1 2 2 5 7 号—7（令和元年 1 2 月 2 5 日原子力規制委員会決定））を参考として定められていること。	第 11 条（巡視点検） 第 23 条（施設管理計画） 第 24 条（設計管理） 第 25 条（作業管理） 第 26 条（使用前事業者検査の実施） 第 27 条（定期事業者検査の実施）
2. 廃棄物管理施設の経年劣化に係る技術的な評価に関することについては、「廃棄物管理施設の定期的な評価に関する運用ガイド」（原管廃発第 1 3 1 1 2 7 1 3 号（平成 2 5 年 1 1 月 2 7 日原子力規制委員会決定））等を参考とし、廃棄物管理規則第 2 9 条の 2 に規定された廃棄物管理施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的実施することが定められていること。	第 28 条（廃棄物管理施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針）
3. 事業を開始した日以後 2 0 年を経過した廃棄物管理施設については、長期施設管理方針が定められていること。	添付 1 長期施設管理方針
4. 廃棄物管理規則第 3 4 条第 1 項第 1 5 号に掲げる廃棄物管理施設の施設管理に関することを変更しようとする場合（廃棄物管理規則第 2 9 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項の規定により長期施設管理方針を策定し、又は第 3 項の規定により長期施設管理方針を変更しようとする場合に限る。）は、申請書に廃棄物管理規則第 2 9 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項の評価の結果又は第 3 項の見直しの結果を記載した書類（以下「技術評価書」という。）が添付されていること。	保安規定の申請書に係る規定であり、保安規定自体へは反映不要
5. 長期施設管理方針及び技術評価書の内容は、「廃棄物管理施設の定期的な評価に関するガイド」を参考として記載されていること。	第 28 条（廃棄物管理施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針）にて定める実施計画書に当該ガイドを参考とする旨を記載。
6. 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。 なお、品質管理基準規則第 4 8 条第 5 項及び品質管理基準規則解釈第 4 8 条 2 の規定に基づき、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員に検査を実施させる体制でもよい。	第 26 条（使用前事業者検査の実施） 第 27 条（定期事業者検査の実施）

廃棄物管理施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
<p>廃棄物管理規則第34条第1項第16号 廃棄物管理施設の定期的な評価</p>	—
<p>1. 廃棄物管理施設の定期的な評価に関することについては、「廃棄物管理施設の定期的な評価に関するガイド」を参考に、廃棄物管理規則第33条の2に規定された廃棄物管理施設の定期的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的に行うことが定められていること。</p>	第59条（廃棄物管理施設の定期的な評価）
<p>2. 廃棄物管理施設の定期的な評価に関することについては、廃棄物管理規則第33条の2の規定に基づく措置を講じたときは、同条各項に掲げる評価の結果を踏まえて、保安活動の計画、実施、評価及び改善並びにQMSの改善を行うことが定められていること。</p>	
<p>廃棄物管理規則第34条第1項第17号 技術情報の共有</p>	—
<p>1. メーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報を事業者の情報共有の場を活用し、他の廃棄物管理事業者と共有し、自らの廃棄物管理施設の保安を向上させるための措置が記載されていること。</p>	第3条の4（品質マネジメントシステム計画）7.4.1 調達プロセス 第23条（施設管理計画）13 情報共有
<p>廃棄物管理規則第34条第1項第18号 不適合発生時の情報の公開</p>	—
<p>1. 廃棄物管理施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。</p>	第3条の4（品質マネジメントシステム計画）8.3 不適合の管理
<p>2. 情報の公開に関し、自ら管理するウェブサイトへの登録等に必要な事項が定められていること。</p>	
<p>廃棄物管理規則第34条第1項第19号 その他必要な事項</p>	—
<p>1. 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、廃棄物管理施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。</p>	第1条（目的） 第2条（適用範囲）
<p>2. 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止を図るものとして定められていること。</p>	第2条の2（基本方針） 第3条の3（事業者対応方針等の履行）

濃縮・埋設事業所 加工施設保安規定
加工施設保安規定審査基準と保安規定の記載整理表

2021 年 2 月 17 日

日本原燃株式会社

加工施設における保安規定の審査基準と加工施設保安規定変更内容の整理表

加工施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
<p>加工事業者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第22条第1項の規定に基づき、工場又は事業所ごとに保安規定を定め、加工施設の設置の工事に着手する前に原子力規制委員会の認可を受けることが義務付けられている。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>凡例 <u>(赤字下線)</u>：変更する条文、図表</p> </div>
<p>これを受け、認可を受けようとする加工事業者は、核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和41年総理府令第37号。以下「加工規則」という。）第8条第1項各号において規定されている事項について定め、申請書を提出することが求められている。</p>	
<p>申請書を受理した原子力規制委員会は、加工事業者から申請された保安規定について、原子炉等規制法第22条第2項に定める認可要件である</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉等規制法第13条第1項若しくは第16条第1項の許可を受けたところ又は同条第2項の規定により届け出たところによるものでないと認められないこと ・核燃料物質による災害の防止上十分でないことと認められないこと <p>を確認するための審査を行うこととしている。</p>	
<p>したがって、保安規定の審査における基準を明確にする観点から、保安規定の認可の審査に当たって確認すべき事項を次のとおり定める。</p>	
<p>ただし、加工規則第8条第1項各号において定められている事項の中には、設置の工事に着手する段階で定めることが困難であり、かつ、これらをその段階で定めていなくても災害の防止上支障がない事項が存在することから、核燃料物質を初めて工場又は事業所に搬入するまでの間において適用される保安規定の審査に当たっては、これらの事項を定める時期が設定されていること及びその時期までにこれらの事項を定めることにより、災害の防止上支障がないものと認められることを審査において確認することとする。</p>	
<p>加工規則第8条第1項第1号 関係法令及び保安規定の遵守のための体制</p>	<p>—</p>
<p>1. 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。</p>	<p>第3条（規定の遵守） 第4条（関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上） 第6条（品質マネジメントシステム計画）</p>
<p>2. 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実にを行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。</p>	<p>第3条（規定の遵守） 第4条（関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上） 第6条（品質マネジメントシステム計画）5 経営責任者等の責任</p>
<p>加工規則第8条第1項第2号 品質マネジメントシステム</p>	<p>—</p>
<p>1. 品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）については、原子炉等規制法第13条第1項又は第16条第1項の許可（以下単に「許可」という。）を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に</p>	<p>第6条（品質マネジメントシステム計画）1～8</p>

加工施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
<p>関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（原規規発第1912257号-2（令和元年12月25日原子力規制委員会決定。）以下「品質管理基準規則解釈」という。）を踏まえて定められていること。</p>	
<p>2. 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、加工施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。</p>	
<p>3. その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。</p>	
<p>4. 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。</p>	
<p>5. 内部監査の仕組みについては、許可を受けたところにより、重大事故に至るおそれのある事故（設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」と総称する。）が発生しないと評価された場合においては、品質管理基準規則第46条第1項及び品質管理基準規則解釈第46条1の規定に基づき、内部監査の対象に関与していない要員に実施させることとしてもよい。</p>	
<p>加工規則第8条第1項第3号 加工施設の操作及び管理を行う者の職務及び組織</p>	<p>—</p>
<p>1. 加工施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</p>	<p>第7条（保安に関する組織） 第8条（職務）</p>
<p>加工規則第8条第1項第4号 核燃料取扱主任者の職務の範囲等</p>	<p>—</p>
<p>1. 加工施設の核燃料物質の取扱いに関し、保安の監督を行う核燃料取扱主任者の選任について定められていること。</p>	<p>第9条（核燃料取扱主任者の選任）</p>
<p>2. 核燃料取扱主任者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第22条の4第1項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容（加工設備の操作に従事する者は、核燃料取扱主任者が保安のために行う指示に従うことを含む。）について適切に定められていること。また、核燃料取扱主任者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。</p>	<p>第6条（品質マネジメントシステム計画）5.5 責任、権限及びコミュニケーション 第9条（核燃料取扱主任者の選任） 第10条（核燃料取扱主任者の職務等） 第11条（品質・保安会議の審議事項、構成等） 第12条（濃縮安全委員会の審議事項、構成等）</p>
<p>3. 特に、核燃料取扱主任者が保安の監督に支障を来すことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも加工施設の保安組織から核燃料取扱主任者が独立していることが求められるものではない。</p>	<p>第9条（核燃料取扱主任者の選任）第3項</p>

加工施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
<p>加工規則第8条第1項第5号 保安教育</p> <p>1. 加工施設の操作及び管理を行う者（役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。）について、保安教育実施方針が定められていること。</p> <p>2. 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。</p> <p>3. 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。</p> <p>4. 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起こさないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。</p>	<p>—</p> <p>第87条（保安教育）</p>
<p>加工規則第8条第1項第6号 加工施設の操作を行う体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等</p> <p>1. 加工施設の操作に必要な操作員の確保について定められていること。</p> <p>2. 加工施設の操作及び管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。</p> <p>3. 核燃料物質の臨界管理について定められていること。</p> <p>4. 操作員の引継時に実施すべき事項について定められていること。</p> <p>5. 加工設備の操作前及び操作後に確認すべき事項並びに操作に必要な事項について定められていること。</p>	<p>—</p> <p>第15条（操作員の確保）</p> <p>第14条（加工施設の使用） 第17条（操作上の一般事項） 第19条（資機材等の管理） 第20条（UF₆サンプルの管理） 第22条（保安上特に管理を必要とする設備） 第24条（漏えい管理） 第25条（均質槽において核燃料物質を大気圧以上で取扱う場合の措置） 第26条（過充填防止） 第27条（熱的制限） 第28条（吊上げ高さ制限）</p> <p>第17条（操作上の一般事項） 第21条（分析室におけるウランの取扱） 第23条（臨界安全管理） 第32条（核燃料物質の取扱い） 第33条（核燃料物質の貯蔵）</p> <p>第18条（引継）</p> <p>第17条（操作上の一般事項）</p>

加工施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
6. 地震、火災等の発生時に講ずべき措置について定められていること。	第 29 条（異常時の措置） 第 30 条（異常時における設備の手動による作動） 第 71 条（火災防護活動のための体制の整備） 第 72 条（自然災害発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備）
7. 加工施設の保安に関する重要事項及び加工施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。	第 11 条（品質・保安会議の審議事項、構成等） 第 12 条（濃縮安全委員会の審議事項、構成等） 第 13 条（安全・品質改革委員会の審議事項、構成等）
加工規則第 8 条第 1 項第 7 号 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等	—
1. 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。	第 54 条（管理区域）
2. 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。	第 55 条（管理区域の区域区分）
3. 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他の他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。	第 56 条（管理区域内の特別措置）
4. 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。	第 58 条（管理区域への出入管理）
5. 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。	第 58 条（管理区域への出入管理）
6. 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。	第 57 条（飲食及び喫煙の禁止） 第 58 条（管理区域への出入管理） 6 項、7 項 第 62 条（作業に伴う放射線管理） 第 63 条（均質槽において核燃料物質を大気圧以上で取扱う場合の措置）
7. 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。	第 67 条（物品の移動） 第 68 条（事業所において行われる運搬）
8. 保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。	第 59 条（保全区域）
9. 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。	第 60 条（周辺監視区域）

加工施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文											
10. 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。	第57条（飲食及び喫煙の禁止） 第58条（管理区域への出入管理）6項、7項 第62条（作業に伴う放射線管理） 第63条（均質槽において核燃料物質を大気圧以上で取扱う場合の措置）											
加工規則第8条第1項第8号 排気監視設備及び排水監視設備	—											
1. 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。 2. これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第16号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、第10号における放射線測定器の管理及び放射線測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。	第47条（放射性液体廃棄物） 第51条（放射性気体廃棄物） 第66条（放射線測定器類の管理）											
加工規則第8条第1項第9号 線量、線量当量、汚染の除去等	—											
1. 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること。	第61条（線量の評価及び通知） 別表24 放射線業務従事者に係る線量限度（第61条関係） <table border="1" data-bbox="1685 930 2831 1325"> <thead> <tr> <th rowspan="2">実効線量限度</th> <th colspan="3">等 価 線 量 限 度</th> </tr> <tr> <th>眼の水晶体</th> <th>皮 膚</th> <th>妊娠中である女子の腹部表面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 1. 100mSv/5年*1 2. 50mSv/年*2 3. 女子*3：上記1. 及び2. に定めるほか、5mSv/3月*4 4. 妊娠中である女子：上記1. 及び2. に定めるほか、本人の申出等により各課長が妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間につき、内部被ばくについて1mSv </td> <td> <u>1. 100mSv/5年*1</u> <u>2. 50mSv/年*2</u> </td> <td>500mSv/年*2</td> <td>本人の申出等により各課長が妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間につき2mSv</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：平成13年4月1日以後5年ごとに区分した各期間 *2：4月1日を始期とする1年間 *3：妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を各課長に書面で申し出た者並びに表中4. に該当する者を除く。 *4：4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間</p> 第66条（放射線測定器類の管理）	実効線量限度	等 価 線 量 限 度			眼の水晶体	皮 膚	妊娠中である女子の腹部表面	1. 100mSv/5年*1 2. 50mSv/年*2 3. 女子*3：上記1. 及び2. に定めるほか、5mSv/3月*4 4. 妊娠中である女子：上記1. 及び2. に定めるほか、本人の申出等により各課長が妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間につき、内部被ばくについて1mSv	<u>1. 100mSv/5年*1</u> <u>2. 50mSv/年*2</u>	500mSv/年*2	本人の申出等により各課長が妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間につき2mSv
実効線量限度	等 価 線 量 限 度											
	眼の水晶体	皮 膚	妊娠中である女子の腹部表面									
1. 100mSv/5年*1 2. 50mSv/年*2 3. 女子*3：上記1. 及び2. に定めるほか、5mSv/3月*4 4. 妊娠中である女子：上記1. 及び2. に定めるほか、本人の申出等により各課長が妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間につき、内部被ばくについて1mSv	<u>1. 100mSv/5年*1</u> <u>2. 50mSv/年*2</u>	500mSv/年*2	本人の申出等により各課長が妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間につき2mSv									

加工施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文											
<p>2. 国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。）の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。</p>	<p>第53条（放射線管理に係る基本方針） 第61条（線量の評価及び通知） 別表24 放射線業務従事者に係る線量限度（第61条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1685 342 2831 735"> <thead> <tr> <th rowspan="2">実効線量限度</th> <th colspan="3">等 価 線 量 限 度</th> </tr> <tr> <th>眼の水晶体</th> <th>皮 膚</th> <th>妊娠中である女子の腹部表面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 1. 100mSv/5年*1 2. 50mSv/年*2 3. 女子*3：上記1. 及び2. に定めるほか、5mSv/3月*4 4. 妊娠中である女子：上記1. 及び2. に定めるほか、本人の申出等により各課長が妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間につき、内部被ばくについて1mSv </td> <td> <u>1. 100mSv/5年*1</u> <u>2. 50mSv/年*2</u> </td> <td>500mSv/年*2</td> <td> 本人の申出等により各課長が妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間につき2mSv </td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：平成13年4月1日以後5年ごとに区分した各期間 *2：4月1日を始期とする1年間 *3：妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を各課長に書面で申し出た者並びに表中4. に該当する者を除く。 *4：4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間</p> <p>第62条（作業に伴う放射線管理）</p>	実効線量限度	等 価 線 量 限 度			眼の水晶体	皮 膚	妊娠中である女子の腹部表面	1. 100mSv/5年*1 2. 50mSv/年*2 3. 女子*3：上記1. 及び2. に定めるほか、5mSv/3月*4 4. 妊娠中である女子：上記1. 及び2. に定めるほか、本人の申出等により各課長が妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間につき、内部被ばくについて1mSv	<u>1. 100mSv/5年*1</u> <u>2. 50mSv/年*2</u>	500mSv/年*2	本人の申出等により各課長が妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間につき2mSv
実効線量限度	等 価 線 量 限 度											
	眼の水晶体	皮 膚	妊娠中である女子の腹部表面									
1. 100mSv/5年*1 2. 50mSv/年*2 3. 女子*3：上記1. 及び2. に定めるほか、5mSv/3月*4 4. 妊娠中である女子：上記1. 及び2. に定めるほか、本人の申出等により各課長が妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間につき、内部被ばくについて1mSv	<u>1. 100mSv/5年*1</u> <u>2. 50mSv/年*2</u>	500mSv/年*2	本人の申出等により各課長が妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間につき2mSv									
<p>3. 加工規則第7条の2の9に基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。</p>	<p>第64条（床、壁等の除染）</p>											
<p>4. 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。</p>	<p>第65条（線量当量等の測定）</p>											
<p>5. 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。</p>	<p>第67条（物品の移動） 第68条（事業所において行われる運搬）</p>											
<p>6. 核燃料物質等（新燃料及び放射性固体廃棄物を除く。）の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。なお、この事項は、第11号又は第12号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>第31条（核燃料物質等の受入れ、払出し） 第69条（事業所外への運搬） 第70条（原料ウランを納めた輸送物の運搬）</p>											
<p>7. 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物の仕分け等を明確にするため、第12号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>原子炉等規制法第61条の2の対象はない</p>											

加工施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
<p>8. 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1）））を参考として定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第12号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>第46条（放射性廃棄物でない廃棄物の管理）</p>
<p>9. 汚染拡大防止のための放射線防護上必要な措置が定められていること。</p>	<p>第54条（管理区域） 第55条（管理区域の区域区分） 第57条（飲食及び喫煙の禁止） 第58条（管理区域への出入管理） 第62条（作業に伴う放射線管理） 第64条（床、壁等の除染） 第67条（物品の移動） 第68条（事業所において行われる運搬）</p>
<p>加工規則第8条第1項第10号 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法</p>	<p>—</p>
<p>1. 放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。</p> <p>2. 放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部等として、第16号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>第47条（放射性液体廃棄物） 第51条（放射性気体廃棄物） 第65条（線量当量等の測定） 第66条（放射線測定器類の管理）</p>
<p>加工規則第8条第1項第11号 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等</p>	<p>—</p>
<p>1. 工場又は事業所内における核燃料物質の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようにする措置その他保安のために講ずべき措置を講ずること、貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。</p> <p>2. 核燃料物質の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に関することが定められていること。なお、この事項は、第9号又は第12号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>第32条（核燃料物質の取扱い） 第33条（核燃料物質の貯蔵） 第34条（UF₆サンプル等の保管） 第35条（空シリンダの管理） 第68条（事業所において行われる運搬） 第31条（核燃料物質等の受入れ、払出し） 第69条（事業所外への運搬） 第70条（原料ウランを納めた輸送物の運搬）</p>
<p>加工規則第8条第1項第12号 放射性廃棄物の廃棄</p>	<p>—</p>
<p>1. 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。</p>	<p>第43条（仕掛品） 第44条（放射性固体廃棄物）</p>

加工施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
	第 45 条 (スラッジ) 第 48 条 (有機溶剤) 第 49 条 (機械油) 第 50 条 (IF ₅) 第 52 条 (IF ₇)
2. 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する行為の実施体制が定められていること。	放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄については、現時点において実施しないため反映不要
3. 放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、第 9 号及び第 11 号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬については、現時点において実施しないため反映不要
4. 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第 47 条 (放射性液体廃棄物)
5. 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第 51 条 (放射性気体廃棄物)
6. 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について定められていること。	第 65 条 (線量当量等の測定)
7. ALARA の精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。	第 42 条 (放射性廃棄物管理に係る基本方針) 第 47 条 (放射性液体廃棄物) 第 51 条 (放射性気体廃棄物)
加工規則第 8 条第 1 項第 13 号 非常の場合に講ずべき処置	—
1. 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。	第 71 条 (火災防護活動のための体制の整備) 第 72 条 (自然災害発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備) 第 73 条 (重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備) 第 74 条 (非常時対策組織) 第 75 条 (非常時要員) 第 76 条 (緊急作業従事者) 第 77 条 (非常時用機材の整備) 第 78 条 (安全避難通路) 第 79 条 (通報系統)
2. 緊急時における操作に関する組織内規程類を作成することが定められていること。	第 17 条 (操作上の一般事項) 第 71 条 (火災防護活動のための体制の整備)

加工施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
	第 72 条（自然災害発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備） 第 73 条（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備） 第 77 条（非常時用機材の整備）
3. 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。	第 79 条（通報系統） 第 80 条（通報）
4. 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 7 条第 1 項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。	第 74 条（非常時対策組織） 第 86 条（原子力災害対策特別措置法に基づく措置）
5. 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。	第 81 条（応急措置） 第 82 条（救助活動） 第 83 条（非常時体制の発令） 第 84 条（非常時対策活動） 第 86 条（原子力災害対策特別措置法に基づく措置）
6. 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。	第 76 条（緊急作業従事者）
(1) 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を加工業者に書面で申し出た者であること。	第 61 条（線量の評価及び通知） 5 事業部長は、第 3 項の線量限度にかかわらず、加工施設に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、加工設備の操作に重大な支障を及ぼすおそれのある加工施設の損傷が生じた場合その他の緊急やむを得ない場合においては、第 76 条に基づき事業部長があらかじめ定めた緊急作業に従事させることができる放射線業務従事者（以下「緊急作業従事者」という。）を別表 25 に定める線量限度を超えない範囲内において緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。 6 放射線管理課長は、前項の緊急作業に従事した緊急作業従事者の線量を別表 26 に基づいて評価し、別表 25 に定める線量限度を超えていないことを確認する。
(2) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。	
(3) 実効線量について 250mSv を線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第 8 条第 3 項に規定する原子力防災要員、同法第 9 条第 1 項に規定する原子力防災管理者又は同条第 3 項に規定する副原子力防災管理者であること。	
7. 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。	※今回線量告示が一部改正されているが、第 61 条第 5 項、第 6 項は緊急作業従事者に係る線量評価を規定しており、本条に係る保安規定の変更は要しない。 第 76 条（緊急作業従事者） 第 84 条（非常時対策活動）第 3 項
8. 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。	第 85 条（非常時体制の解除）
9. 防災訓練の実施頻度について定められていること。	第 88 条（非常時訓練）

加工施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
加工規則第8条第1項第14号 設計想定事象等に係る加工施設の保全に関する措置	—
1. 許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。	第71条（火災防護活動のための体制の整備） 第72条（自然災害発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備） 第73条（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備）
（1）加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。	第74条（非常時対策組織） 第75条（非常時要員） 第76条（緊急作業従事者） 第77条（非常時用機材の整備） 第78条（安全避難通路） 第79条（通報系統） 第80条（通報） 第81条（応急措置） 第82条（救助活動）
イ 火災 可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。	第83条（非常時体制の発令） 第84条（非常時対策活動） 第85条（非常時体制の解除） 第86条（原子力災害対策特別措置法に基づく措置）
ロ 重大事故等 ① 重大事故等発生時における臨界事故を防止するための対策に関すること。 ② 重大事故等発生時における核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するための対策に関すること。	
ハ 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。） ① 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。 ② 大規模損壊発生時における臨界事故の影響を緩和するための対策に関すること。 ③ 大規模損壊発生時における核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の影響を緩和するための対策に関すること。 ④ 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。	
（2）必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に重大事故等又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、それぞれ毎年1回以上定期に実施すること。	
（3）必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ又は化学消防自動車、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。	
（4）その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。	

加工施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文																																			
加工規則第8条第1項第15号 記録及び報告	—																																			
1. 加工施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。	第6条（品質マネジメントシステム計画）4.2.4 記録の管理 第90条（記録） 別表35 保安に関する記録（第90条関係）																																			
2. 加工規則第7条に定める記録について、その記録の管理に関すること（計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。）が定められていること。	<p>1. 加工規則第7条に基づく記録</p> <table border="1" data-bbox="1685 430 2852 1113"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>作成責任者</th> <th>保存責任者</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2. 放射線管理記録 (1) (2)略</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(3)* 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。）の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量</td> <td>1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回、1月間の線量にあつては1月ごとに1回</td> <td>放射線管理課長</td> <td>放射線管理課長</td> <td>放射線業務従事者でなくはない場合又は保期期間が5年を超えた場合においてその記録を委託する機関に引渡すまで</td> </tr> <tr> <td>(4)* 4月1日を始期とする1年間の線量が20mSvを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量</td> <td>原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回（左欄に掲げる当該1年間以降に限る。）</td> <td>放射線管理課長</td> <td>放射線管理課長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(5)～(9) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3.～7. (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>*：線量等の記載については、線量告示第3条に基づくものとする。</p> <p>※今回線量告示が一部改正されているが、以下のとおり既認可保安規定で規定しており、本条に係る保安規定の変更は要しない。</p> <p>①記録頻度（1年間）：別表35 1. 2.(3) ②記録頻度（5年間）：別表35 1. 2.(4) ③評価部位（眼の水晶体）：別表35 1. *（線量告示第3条）</p>	記録事項	記録すべき場合	作成責任者	保存責任者	保存期間	1. (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	2. 放射線管理記録 (1) (2)略	(略)	(略)	(略)	(略)	(3)* 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。）の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回、1月間の線量にあつては1月ごとに1回	放射線管理課長	放射線管理課長	放射線業務従事者でなくはない場合又は保期期間が5年を超えた場合においてその記録を委託する機関に引渡すまで	(4)* 4月1日を始期とする1年間の線量が20mSvを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回（左欄に掲げる当該1年間以降に限る。）	放射線管理課長	放射線管理課長		(5)～(9) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	3.～7. (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
記録事項	記録すべき場合	作成責任者	保存責任者	保存期間																																
1. (略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																
2. 放射線管理記録 (1) (2)略	(略)	(略)	(略)	(略)																																
(3)* 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。）の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回、1月間の線量にあつては1月ごとに1回	放射線管理課長	放射線管理課長	放射線業務従事者でなくはない場合又は保期期間が5年を超えた場合においてその記録を委託する機関に引渡すまで																																
(4)* 4月1日を始期とする1年間の線量が20mSvを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回（左欄に掲げる当該1年間以降に限る。）	放射線管理課長	放射線管理課長																																	
(5)～(9) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																
3.～7. (略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																
3. 事業所長及び核燃料取扱主任者に報告すべき事項が定められていること。	第91条（報告）																																			
4. 特に、加工規則第9条の16各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。	第91条（報告）第3項																																			
5. 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。	第91条（報告）																																			

加工施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
加工規則第8条第1項第16号 加工施設の施設管理	—
1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」(原規規発第1912257号-7 (令和元年12月25日原子力規制委員会決定)) を参考として定められていること。	第16条 (巡視点検) 第36条 (施設管理計画) 第37条 (設計管理) 第38条 (作業管理) 第39条 (使用前事業者検査の実施) 第40条 (定期事業者検査の実施)
2. 加工施設の経年劣化に係る技術的な評価に関することについては、「加工施設及び再処理施設の高経年化対策に関する基本的考え方」(平成20・05・14 原院第2号 (平成20年5月19日原子力安全・保安院制定)) 等を参考とし、加工規則第7条の4の2に規定された加工施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的実施することが定められていること。	第41条 (加工施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針)
3. 事業を開始した日以後20年を経過した加工施設については、長期施設管理方針が定められていること。	
4. 加工規則第8条第1項第16号に掲げる加工施設の施設管理に関することを変更しようとする場合(加工規則第7条の4の2第1項若しくは第2項の規定により長期施設管理方針を策定し、又は同条第3項の規定により長期施設管理方針を変更しようとする場合に限る。) は申請書に加工規則第7条の4の2第1項若しくは第2項の評価の結果又は第3項の見直しの結果を記載した書類(以下「技術評価書」という。) が添付されていること。	
5. 長期施設管理方針及び技術評価書の内容は、「加工施設及び再処理施設の高経年化対策に関する基本的考え方」等を参考として記載されていること。	
6. 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。 なお、許可を受けたところにより、重大事故等が発生しないと評価された場合においては、品質管理基準規則第48条第5項及び品質管理基準規則解釈第48条2の規定に基づき、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事(補修、取替え、改造等)又は点検に関与していない要員に検査を実施させる体制でもよい。	第6条 (品質マネジメントシステム計画) 8.2.4 機器等の検査等 第39条 (使用前事業者検査の実施) 第40条 (定期事業者検査の実施)
加工規則第8条第1項第17号 技術情報の共有	—
1. メーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報を事業者の情報共有の場を活用し、他の加工事業者と共有し、自らの加工施設の保安を向上させるための措置が定められていること。	第6条 (品質マネジメントシステム計画) 7.4.1 調達プロセス 第36条 (施設管理計画) 13 情報共有
加工規則第8条第1項第18号 不適合発生時の情報の公開	—
1. 加工施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。	第6条 (品質マネジメントシステム計画) 8.3 不適合の管理
2. 情報の公開に関し、原子力施設情報公開ライブラリーへの登録等に必要な事項が定められていること。	第6条 (品質マネジメントシステム計画) 8.3 不適合の管理

加工施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
加工規則第8条第1項第19号 その他必要な事項	—
1. 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、加工施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。	第1条（目的） 第2条（適用範囲） 第5条（事業者対応方針等の履行）
2. 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質による災害の防止を図るものとして定められていること。	第1条（目的）

濃縮・埋設事業所 廃棄物埋設施設保安規定
廃棄物埋設施設保安規定審査基準と保安規定の記載整理表

2021 年 2 月 17 日
日本原燃株式会社

廃棄物埋設施設における保安規定の審査基準と廃棄物埋設施設保安規定変更内容の整理表

廃棄物埋設施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
<p>第二種廃棄物埋設事業者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第51条の18第1項の規定に基づき、事業所ごとに保安規定を定め、第二種廃棄物埋設事業に係る廃棄物埋設施設（以下単に「廃棄物埋設施設」という。）の設置の工事に着手する前に原子力規制委員会の認可を受けることが義務付けられている。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>凡例 <u>(赤字下線)</u>：変更する条文、図表</p> </div>
<p>これを受け、認可を受けようとする第二種廃棄物埋設事業者は、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和63年総理府令第1号。以下「第二種埋設規則」という。）第20条第1項各号において規定されている事項について定め、申請書を提出することが求められている。</p>	
<p>申請書を受理した原子力規制委員会は、第二種廃棄物埋設事業者から申請された保安規定について、原子炉等規制法第51条の18第2項に定める認可要件である</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉等規制法第51条の2第1項若しくは第51条の5第1項の許可を受けたところ又は同条第2項の規定により届け出たところによるものでないと認められないこと ・核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上十分でないものであると認められないこと <p>を確認するための審査を行うこととしている。</p>	
<p>したがって、保安規定の審査における基準を明確にする観点から、保安規定の認可の審査に当たって確認すべき事項を次のとおり定める。</p>	
<p>ただし、第二種埋設規則第20条第1項各号において定められている事項の中には、設置の工事に着手する段階で定めることが困難であり、かつ、これらをその段階で定めていなくても災害の防止上支障がない事項が存在することから、放射性廃棄物を初めて事業所に搬入するまでの間において適用される保安規定の審査に当たっては、これらの事項を定める時期が設定されていること及びその時期までにこれらの事項を定めることにより、災害の防止上支障がないものと認められることを審査において確認することとする。</p>	
<p>第二種埋設規則第20条第1項第1号 関係法令及び保安規定の遵守のための体制</p> <p>1. 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。</p>	<p>—</p> <p>第3条（規定の遵守） 第4条（関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上） 第6条（品質マネジメントシステム計画）</p>

廃棄物埋設施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
<p>2. 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実にを行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。</p>	<p>第3条 (規定の遵守) 第4条 (関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上) 第6条 (品質マネジメントシステム計画) 5 経営責任者等の責任</p>
<p>第二種埋設規則第20条第1項第2号 品質マネジメントシステム</p> <p>1. 品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）については、原子炉等規制法第51条の2第1項又は第51条の5第1項の許可（以下単に「許可」という。）を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（原規規発第1912257号-2（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を踏まえて定められていること。</p> <p>2. 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、廃棄物埋設施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。</p> <p>3. その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。</p> <p>4. 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。</p> <p>5. 内部監査の仕組みについては、品質管理基準規則第46条第1項及び品質管理基準規則解釈第46条1の規定に基づき、内部監査の対象に関与していない要員に実施させることとしてもよい。</p>	<p>—</p> <p>第6条 (品質マネジメントシステム計画) 1~8</p>
<p>第二種埋設規則第20条第1項第3号 廃棄物埋設施設の管理を行う者の職務及び組織</p> <p>1. 廃棄物埋設施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</p>	<p>—</p> <p>第7条 (保安に関する組織) 第8条 (職務) 第11条 (品質・保安会議の審議事項、構成等) 第12条 (埋設施設安全委員会の審議事項、構成等) 第13条 (安全・品質改革委員会の審議事項、構成等)</p>

廃棄物埋施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
第二種埋設規則第20条第1項第4号 廃棄物取扱主任者の職務の範囲等	—
1. 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）の取扱いに関し、保安の監督を行う廃棄物取扱主任者の選任について定められていること。	第9条（廃棄物取扱主任者の選任）
2. 廃棄物取扱主任者が保安の監督の責務を十全に果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第51条の21第1項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容について適切に定められていること。また、廃棄物取扱主任者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。	第6条（品質マネジメントシステム計画） 5.5 責任、権限及びコミュニケーション 第9条（廃棄物取扱主任者の選任） 第10条（廃棄物取扱主任者の職務等） 第11条（品質・保安会議の審議事項、構成等） 第12条（埋施設安全委員会の審議事項、構成等）
3. 特に、廃棄物取扱主任者が保安の監督に支障を来すことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも廃棄物埋施設の保安組織から廃棄物取扱主任者が独立していることが求められるものではない。	第9条（廃棄物取扱主任者の選任）第3項
第二種埋設規則第20条第1項第5号 保安教育	—
1. 廃棄物埋施設の管理を行う者（役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。）について、保安教育実施方針が定められていること。	第63条（保安教育）
2. 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。	
3. 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。	
4. 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起こさないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。	
第二種埋設規則第20条第1項第6号 放射能の減衰に応じた第二種廃棄物埋設についての保安のために講ずべき措置	—
1. 周辺監視区域及び埋設保全区域の設定及び廃止を含め、放射能の減衰に応じた第二種廃棄物埋設についての保安のために講ずべき措置の内容が、許可を受けたところによるもの又は廃棄物埋施設の定期的な評価等の結果に基づくものとして定められていること。	第27条（埋設設備の修復） 第28条（埋設設備の修復後の措置） 第30条（埋設保全区域）
第二種埋設規則第20条第1項第7号 管理区域、周辺監視区域及び埋設保全区域の設定等	—
1. 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。	第37条（管理区域）
2. 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。	第38条（管理区域の区域区分）

廃棄物埋施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
3. 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空气中の放射性物質濃度及び床、壁その他の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。	第 39 条 (管理区域内の特別措置)
4. 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。	第 41 条 (管理区域への出入管理)
5. 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。	第 41 条 (管理区域への出入管理)
6. 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。	第 40 条 (飲食及び喫煙の禁止) 第 41 条 (管理区域への出入管理) 6 項、7 項 第 44 条 (作業に伴う放射線管理)
7. 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。	第 48 条 (物品の移動) 第 49 条 (事業所において行われる運搬)
8. 埋設保全区域を明示し、埋設保全区域についての管理措置が定められていること。	第 30 条 (埋設保全区域)
9. 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。周辺監視区域を廃止する場合は、この限りではない。	第 42 条 (周辺監視区域)
10. 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。	第 40 条 (飲食及び喫煙の禁止) 第 41 条 (管理区域への出入管理) 6 項、7 項 第 44 条 (作業に伴う放射線管理)
第二種埋設規則第 20 条第 1 項第 8 号 排気監視設備及び排水監視設備	—
1. 放射性気体廃棄物が及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。	第 34 条 (放射性液体廃棄物) 第 35 条 (放射性気体廃棄物) 第 47 条 (放射線測定器類の管理)
2. これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第 17 号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、第 11 号における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。	
第二種埋設規則第 20 条第 1 項第 9 号 線量、線量当量、汚染の除去等	—
1. 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置 (個人線量計の管理の方法を含む。) が定められていること。	第 43 条 (線量の評価及び通知)

廃棄物埋施設における保安規定審査基準

保安規定関連条文

別表 13 の 2 放射線業務従事者の線量限度（第 43 条関係）

実効線量限度	等価線量限度		
	眼の水晶体	皮膚	妊娠中である女子の腹部表面
1. 100mSv/5年*1 2. 50mSv/年*2 3. 女子*3：上記1. 及び2. に定めるほか、5mSv/3月*4 4. 妊娠中である女子：上記1. 及び2. に定めるほか、本人の申出等により各課長が妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間につき、内部被ばくについて 1mSv	<u>1. 100mSv/5年*1</u> <u>2. 50mSv/年*2</u>	500mSv/年*2	本人の申出等により各課長が妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間につき 2mSv

- * 1：平成 13 年 4 月 1 日以後 5 年ごとに区分した各期間
- * 2：4 月 1 日を始期とする 1 年間
- * 3：妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を各課長に書面で申し出た者並びに表中 4. に該当するものを除く。
- * 4：4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日及び 1 月 1 日を始期とする各 3 月間

第 47 条（放射線測定器類の管理）

2. 国際放射線防護委員会（ICRP）が 1977 年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。）の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。

第 36 条（放射線管理に係る基本方針）

第 43 条（線量の評価及び通知）

別表 13 の 2 放射線業務従事者の線量限度（第 43 条関係）

実効線量限度	等価線量限度		
	眼の水晶体	皮膚	妊娠中である女子の腹部表面
1. 100mSv/5年*1 2. 50mSv/年*2 3. 女子*3：上記1. 及び2. に定めるほか、5mSv/3月*4 4. 妊娠中である女子：上記1. 及び2. に定めるほか、本人の申出等により各課長が妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間につき、内部被ばくについて 1mSv	<u>1. 100mSv/5年*1</u> <u>2. 50mSv/年*2</u>	500mSv/年*2	本人の申出等により各課長が妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間につき 2mSv

廃棄物埋施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
	<p>*1：平成13年4月1日以後5年ごとに区分した各期間 *2：4月1日を始期とする1年間 *3：妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を各課長に書面で申し出た者並びに表中4. に該当するものを除く。 *4：4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間</p> <p>第44条（作業に伴う放射線管理）</p>
3. 第二種埋設規則第14条に基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。	第45条（床、壁等の除染）
4. 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。	第46条（線量当量等の測定）
5. 廃棄物埋設地からの異常な漏えいの監視に関する事項が定められていること。	第26条（埋設設備の排水の監視）
6. 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。	<p>第48条（物品の移動） 第49条（事業所において行われる運搬）</p>
7. 核燃料物質等の事業所の外への運搬に関する行為（事業所の外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。なお、この事項は、第13号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第50条（事業所外への運搬）
8. 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第13号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	原子炉等規制法第61条の2の対象はない
9. 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1））を参考として定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第13号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	第33条（放射性廃棄物でない廃棄物の管理）
10. 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。	<p>第37条（管理区域） 第38条（管理区域の区域区分） 第40条（飲食及び喫煙の禁止） 第41条（管理区域への出入管理） 第44条（作業に伴う放射線管理） 第45条（床、壁等の除染）</p>

廃棄物埋設施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
	第 48 条 (物品の移動) 第 49 条 (事業所において行われる運搬)
第二種埋設規則第 20 条第 1 項第 10 号 廃棄物埋設地及びその周辺の状況の監視	—
1. 廃棄物埋設施設の定期的な評価等に必要な情報並びに廃棄物埋設地及びその周辺の状況の監視の方法に関する事項が定められていること。	第 26 条 (埋設設備の排水の監視) 第 29 条 (周辺監視区域の地下水の監視)
第二種埋設規則第 20 条第 1 項第 11 号 放射線測定器の管理及び放射線測定の方法	—
1. 放射線測定器 (放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。) の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法 (測定及び評価の方法を含む。) が定められていること。 2. 放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部等として、第 17 号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	第 34 条 (放射性液体廃棄物) 第 35 条 (放射性気体廃棄物) 第 46 条 (線量当量等の測定) 第 47 条 (放射線測定器類の管理)
第二種埋設規則第 20 条第 1 項第 12 号 放射性廃棄物の受入れの基準	—
1. 廃棄物埋設施設に受け入れる放射性廃棄物が、第二種埋設規則第 8 条に規定する埋設しようとする放射性廃棄物等の技術上の基準に適合していることについて確認するための受入れの基準 (以下「廃棄物受入基準」という。) に関する事項が定められていること。	第 14 条 (廃棄体) 第 16 条 (廃棄体の受入れ)
2. 廃棄体に係る廃棄物受入基準は、少なくとも以下の事項を含むこと。 (1) 放射性廃棄物を封入し、又は固型化した容器に関すること (2) 第二種埋設規則第 8 条第 2 項第 1 号に定める放射性廃棄物にあつては、容器に固型化した方法 (3) 第二種埋設規則第 8 条第 2 項第 2 号に定める放射性廃棄物にあつては、容器に封入し、又は固型化した方法 (4) 容器に固型化した放射性廃棄物にあつては、固型化材料に関すること (5) 廃棄物の種類に関すること (6) 放射能濃度 (7) 表面の放射性物質の密度 (8) 廃棄体の健全性又は廃棄物埋設地の安全機能を損なうおそれのある物質の性質及び量に関すること (9) 廃棄体の耐荷重強度に関すること (10) 廃棄物埋設地に定置するまでの間に想定される最大の高さからの落下による衝撃により飛散又は漏えいする放射性物質の量 (11) 放射性廃棄物を示す標識を付ける方法 (12) 第二種埋設規則第 7 条第 1 項の申請書に記載された事項と照合できるような整理番号の表示その他の措置の方法 (13) (1) から (12) までに定めるもののほか、許可申請書等に記載した廃棄体に係る事項を満足するものであること	第 16 条 (廃棄体の受入れ)

<p style="text-align: center;">廃棄物埋設施設における保安規定審査基準</p>	<p style="text-align: center;">保安規定関連条文</p>
<p>3. コンクリート等廃棄物に係る廃棄物受入基準は、少なくとも以下の事項を含むこと。</p> <p>(1) 放射性廃棄物の種類に関すること</p> <p>(2) 放射能濃度</p> <p>(3) 廃棄物埋設地の安全機能を損なうおそれのある物質の性質及び量に関すること</p> <p>(4) 第二種埋設規則第7条第1項の申請書に記載された事項と照合できるような整理番号の表示その他の措置の方法</p> <p>(5) (1) から (4) までに定めるもののほか、許可申請書等に記載したコンクリート等廃棄物に係る事項を満足するものであること</p>	<p>コンクリート等廃棄物の受入れについては、現時点において実施しないため反映不要</p>
<p>第二種埋設規則第20条第1項第13号 放射性廃棄物の受入れ、運搬、廃棄等</p>	<p>—</p>
<p>1. 事業所内における放射性廃棄物の受入れ、運搬及び廃棄に際して、保安のために講ずべき措置を講ずること及び廃棄施設における廃棄の条件等が定められていること。</p>	<p>第14条 (廃棄体)</p> <p>第15条 (廃棄物埋設計画)</p> <p>第16条 (廃棄体の受入れ)</p> <p>第17条 (廃棄体の確認)</p> <p>第19条 (廃棄体の定置)</p> <p>第20条 (充てん材充てん・上部ポーラスコンクリート層設置・覆い施工)</p> <p>第21条 (覆土)</p> <p>第31条 (放射性廃棄物管理に係る基本方針)</p> <p>第32条 (放射性固体廃棄物)</p> <p>第34条 (放射性液体廃棄物)</p> <p>第35条 (放射性気体廃棄物)</p> <p>第49条 (事業所において行われる運搬)</p> <p>第50条 (事業所外への運搬)</p>
<p>2. 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の事業所の外への廃棄(放射性廃棄物の輸入を含む。)に関する行為の実施体制が定められていること。</p>	<p>第32条 (放射性固体廃棄物)</p> <p>放射性廃棄物の事業所の外への廃棄については、現時点では実施しないため反映不要</p>
<p>3. 放射性廃棄物の事業所の外への運搬に関する行為(事業所の外での運搬中に関するものを除く。)に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、第9号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>放射性固体廃棄物の事業所の外へ運搬については、現時点において実施しないため反映不要</p>
<p>4. 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</p>	<p>第34条 (放射性液体廃棄物)</p>
<p>5. 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</p>	<p>第35条 (放射性気体廃棄物)</p>

廃棄物埋設施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
6. 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について定められていること。	第46条（線量当量等の測定）
7. ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。	第31条（放射性廃棄物管理に係る基本方針） 第34条（放射性液体廃棄物） 第35条（放射性気体廃棄物）
第二種埋設規則第20条第1項第14号 非常の場合に講ずべき処置	—
1. 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。	第51条（異常時の措置） 第52条（非常時対策組織） 第53条（非常時要員） 第54条（緊急作業従事者） 第55条（非常時用器材の整備） 第56条（通報系統）
2. 緊急時における操作に関する組織内規程類を作成することが定められていること。	第52条（非常時対策組織） 第55条（非常時用器材の整備） 第58条（応急措置）
3. 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。	第56条（通報系統） 第57条（通報）
4. 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。	第52条（非常時対策組織） 第62条（原子力災害対策特別措置法に基づく措置）
5. 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。	第58条（応急措置） 第59条（非常時体制の発令） 第60条（非常時対策活動） 第62条（原子力災害対策特別措置法に基づく措置）

廃棄物埋設施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
<p>6. 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。</p> <p>(1) 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を第二種廃棄物埋設事業者に書面で申し出た者であること。</p> <p>(2) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。</p> <p>(3) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p>	<p>第43条 (線量の評価および通知)</p> <p>5 事業部長は、第3項の線量限度にかかわらず、埋設施設に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その他の緊急やむを得ない場合においては、第54条第1項に基づき事業部長があらかじめ定めた緊急作業に従事させることができる放射線業務従事者(以下「緊急作業従事者」という。)を別表14に定める線量限度を超えない範囲内において緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。</p> <p>6 放射線管理課長は、前項の緊急作業に従事した緊急作業従事者の線量を別表14の2に基づいて評価し、別表14に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>※今回線量告示が一部改正されているが、第43条第5項、第6項は緊急作業従事者に係る線量評価を規定しており、本条に係る保安規定の変更は要しない。</p>
<p>7. 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理(放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。)、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。</p>	<p>第54条 (緊急作業従事者)</p> <p>第60条 (非常時対策活動)第3項</p>
<p>8. 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。</p>	<p>第61条 (非常時体制の解除)</p>
<p>9. 防災訓練の実施頻度について定められていること。</p>	<p>第64条 (非常時訓練)</p>
<p>第二種埋設規則第20条第1項第15号 設計想定事象に係る廃棄物埋設施設の保全に関する措置</p>	<p>—</p>
<p>1. 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。</p> <p>(1) 廃棄物埋設施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に火災が発生した場合に対しては、可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含めて計画していること。</p> <p>(2) 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。</p> <p>(3) 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p>	<p>設計想定事象については新規制基準に基づく事業変更許可後、審査結果を踏まえ、必要に応じて反映する</p>
<p>第二種埋設規則第20条第1項第16号 記録及び報告</p>	<p>—</p>
<p>1. 廃棄物埋設施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。</p>	<p>第6条 (品質マネジメントシステム計画) 4.2.4 記録の管理</p> <p>第66条 (記録)</p>

廃棄物埋施設における保安規定審査基準

保安規定関連条文

2. 第二種埋設規則第13条に定める記録について、その記録の管理に関する事（計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。）が定められていること。

別表20 保安活動に関する記録（第66条関係）

1. 埋設規則第13条に基づく記録

	記録事項	記録すべき場合	作成責任者	保存責任者*2	保存期間
(1)略	略	略	略	略	略
(2)放射線管理記録*1	イ、ロ、ハ 略 ニ 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。）の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	略	放射線管理課長	放射線管理課長	放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合においてその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間
	ホ 4月1日を始期とする1年間の線量が20mSvを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	略	略	略	略
	へ～ル 略	略	略	略	略
(3)～(11)略	略	略	略	略	略

*1：線量等の記録については、線量告示第3条によるものとする。

*2：保存責任者に変更があった場合は、新たな保存責任者が過去の記録についても所定の期間保存すること。

※今回線量告示が一部改正されているが、以下のとおり既認可保安規定で規定しており、本条に係る保安規定の変更は要しない。

①記録頻度（1年間）：別表20 1. (2) ニ

②記録頻度（5年間）：別表20 1. (2) ホ

③評価部位（眼の水晶体）：別表20 1. *1（線量告示第3条）

廃棄物埋設施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
3. 事業所長及び廃棄物取扱主任者に報告すべき事項が定められていること。	第 67 条 (報告)
4. 特に、第二種埋設規則第 22 条の 17 各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。	第 67 条 (報告) 第 3 項
5. 当該事故故障等の事象に準ずる事象について、具体的に明記されていること。	第 67 条 (報告)
第二種埋設規則第 20 条第 1 項第 17 号 廃棄物埋設施設の施設管理	—
1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」(原規規発第 1912257 号—7 (令和元年 12 月 25 日原子力規制委員会決定)) を参考として定められていること。	第 18 条 (放射性廃棄物等の確認に係る自主検査の実施) 第 22 条 (施設管理計画) 第 23 条 (設計管理) 第 24 条 (作業管理) 第 25 条 (廃棄物埋設施設等の確認に係る自主検査の実施)
第二種埋設規則第 20 条第 1 項第 18 号 廃棄物埋設施設の定期的な評価等	—
1. 廃棄物埋設施設の定期的な評価等に関することについては、「第二種廃棄物埋設施設の定期的な評価等に関する運用ガイド」(原管廃発第 1311279 号 (平成 25 年 1 月 27 日原子力規制委員会決定)) を参考に、第二種埋設規則第 19 条の 2 に規定された廃棄物埋設施設の定期的な評価等を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的及び放射能の減衰に応じた第二種廃棄物埋設についての保安のために講ずべき措置を変更しようとするときに実施することが定められていること。	第 65 条 (埋設施設の定期的な評価)
2. 廃棄物埋設施設の定期的な評価等に関することについては、第二種埋設規則第 19 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定に基づく措置を講じたときは、これらの項の各号に掲げる評価の結果を踏まえて、保安活動の計画、実施、評価及び改善並びに QMS の改善を行うことが定められていること。	
3. 廃棄物埋設施設の定期的な評価等に関することについては、評価に用いるモデル及びパラメータ等は、評価時点における最新知見に基づき設定され、その信頼性及び科学的合理性を示さなければならないことが定められていること。	
第二種埋設規則第 20 条第 1 項第 19 号 技術情報の共有	—
1. メーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報を事業者の情報共有の場を活用し、他の廃棄物埋設事業者と共有し、自らの廃棄物埋設施設の保安を向上させるための措置が記載されていること。	第 6 条 (品質マネジメントシステム計画) 7.4.1 調達プロセス 第 22 条 (施設管理計画) 13 情報共有
第二種埋設規則第 20 条第 1 項第 20 号 不適合発生時の情報の公開	—
1. 廃棄物埋設施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。	第 6 条 (品質マネジメントシステム計画) 8.3 不適合の管理

廃棄物埋施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
2. 情報の公開に関し、自ら管理するウェブサイトへの登録等に必要な事項が定められていること。	第6条 (品質マネジメントシステム計画) 8.3 不適合の管理
第二種埋設規則第20条第1項第21号 その他必要な事項	—
1. 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、廃棄物埋施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。	第1条 (目的) 第2条 (適用範囲) 第5条 (事業者対応方針等の履行)
2. 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止を図るものとして定められていること。	第1条 (目的)